

平成 22 年 11 月 17 日

介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度に対する意見

全国身体障害者施設協議会 白江 浩

【今後の具体的な制度化について】

①基本研修の時間及び、研修の受講方法

◎今後の制度化は、試行事業での検証や結果を踏まえながら検討することとされているが、特に基本研修の講義 50 時間については、カリキュラムを精査しつつ、重複する部分や、科目ごとの時間数を改めて検討すべきである。試行事業のテキストの内容を見ると、重複する部分や、時間数が多いと感じられる部分がある。ケアを受ける利用者の方々の安心・安全とこれを担保するための介護職員等の知識・スキルの確保が大前提であるが、適切に検証し見直される必要がある。

◎また、基本研修の時間数とも関連するが、制度化にあたっては、介護職員等の研修について、施設・事業所の外部での受講が必要となると、負担が過大になり仕組みの普及にとって弊害となることが懸念される。そこで、各施設・事業所において指導者となる看護師等が外部研修を受講し、介護職員等は、その指導看護師から施設・事業所内で講義や演習指導を受けられるような仕組みが構築されるべきであると考えている。

②評価（試験）方法について

◎試行事業における基本研修の評価が筆記試験等によって行われることとなっている。一定の研修効果の確認は必要であるが、今後それが試験というかたちで制度化されるということは、これまでの本検討会での議論や、現在、一定の条件のもとにたんの吸引等を実施してきた者が、新たな制度の下で実施できなくなることはないという基本的な方向性とも異なる。介護職員等によるたんの吸引等の実施が制度化された際に、筆記試験によって研修の効果を確認することとされた場合、同制度の普及に支障を来すことが懸念されることから、評価方法については、試行事業の結果を踏まえて慎重に検討すべきである。

【実施可能な施設・事業所について】

◎介護職員等によるたんの吸引等の実施可能となる施設・事業所の範囲については、医療的ケアが必要な施設等を幅広く対象とできる方向で検討いただきたい。例えば、生活保護法に基づく「救護施設」においても、その利用者のほとんどは障害者である。現在、高齢化や重度化に伴い、介護等の支援とともに医療的ケアがより必要とされている施設もある。今後の制度化にあたって「実施可能な場所等の範囲」に「救護施設」を含める等、介護職員等が医療的なケアを提供できる場は可能な限り限定しない方向で検討されるべきである。